明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則の一部を改正する省令（総務四〇）　一
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同四一）　二
〔告　示〕
○第二次犯罪被害者等基本計画を定めた件（内閣府二一）　二
○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務一六五）　七
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同一六六）　九
○第九次勤労青少年福祉対策基本方針を定める件（厚生労働一四九）　三五
〔人事異動〕
最高裁判所
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人等（海技教育機構・日本司法支援センター）、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・氏名の廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日

総務大臣　片山　善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改める。

第十四条第一項の表六の項中「、十五の項及び十六の項」を「及び十五の項から十七の項まで」に改め、同表中十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項の次に次のように加える。

十六　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	八七	四七

第二十四条第十三項中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同条第二十項中「接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「一二デシベル」を「一七デシベル」に改め、同条第二十一項中「絶対利得が二デシベル」を「絶対利得が五デシベル」に改め、「時分割・直交周波数分割多元接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「絶対利得が一二デシベル」を「絶対利得が一七デシベル」に改める。

第四十九条の二十八第一項第一号ハ中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同項第二号イ(1)中「又は一六値直交振幅変調」を「、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同条第三項第一号中「〇・二ワット」を「〇・四ワット」に改める。

第四節の二十七の節名を次のように改める。

第四節の二十七　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

第四十九条の二十九の見出し中「接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、同条第一項第一号イ中「又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式」を「、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式」に改め、同条第二項第一号中「一〇ワット以下」を「二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）」に改める。

第五十七条の三中「時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改める。

別表第一号注31(18)中「接続方式」の次に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。

別表第二号第52中「接続方式」の次に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、「2.4MHz」を「2.5MHz」に、「4.8MHz」を「5MHz」に、「9.6MHz」を「10MHz」に改め、同表第52に次のように加える。

4　チャネル間隔が20MHzの無線設備	20MHz

別表第二号第52中「接続方式」の次に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。